

# 掛川市立中学校部活動ガイドライン

平成 30 年 4 月  
(令和 5 年 3 月一部改正)  
掛川市教育委員会

## ☆はじめに

掛川市教育委員会では、次の目的で、本ガイドラインを策定しました。

- 生徒の健やかな成長のために、バランスのとれた生活の実現及びスポーツ障害の予防につなげる。
- 生徒にとって魅力的であるとともに、指導者の意欲が高まり、保護者や地域から信頼される部活動とする。

## 1 部活動の意義

- (1) 異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、人間形成に資するものである。
- (2) スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものである。

## 2 部活動の設置や活動日等について

- (1) 各学校においては、校長の方針の下に、学校や地域の実情に応じた部活動を設置する。
- (2) 各学校における生徒の部活動への参加については、自由加入制とする。
- (3) 各学校においては、プレーヤーズファーストの考えをもち、生徒の心身の健康の保持増進に留意し、適度な休息を設けながら、計画性のある練習や活動を行う。
- (4) 各学校においては、学校週 5 日制の趣旨を理解し、以下の【活動日等の設定基準】や校長会及び中学校体育連盟の申し合わせ事項に準じて活動を行う。
- (5) できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (6) 校長は、生徒にとって、また、令和 5 年 4 月 1 日施行の「掛川市立学校教育職員の業務量の管理等に関する規則」に基づく教員の働き方にとっても、無理のない適切な活動計画であることを確認し、許可する。

### 【活動日等の設定基準】

原則として、教員の勤務時間内の活動とする。校長が平日の活動時間の延長や休日の活動を許可する場合には、日没時間や生徒の健康状態、教員の業務量等を十分に考慮する。

#### (1) 活動日

##### ア 常時活動

- (ア) 平日：週 3 日（原則として火曜日、木曜日、金曜日）とする。
- (イ) 週休日：原則として、土曜日又は日曜日、どちらか 1 日とする。
- (ウ) 3 日以上の子連休の場合、必ず休養日を設ける。
- (エ) 原則として、朝部活動は行わない。

#### イ 長期休業中の活動

(ア) 一定期間部活動を休止する期間を設ける。

(イ) 土、日曜日は、大会以外は原則として行わないこととする。

#### ウ 大会（中体連・中文連及び関連する各種団体の主催大会）期間中の活動

大会日程等から土日両方とも活動した場合は、代わりの休養日を1週間以内に設定する。

### (2) 活動時間

ア 常時活動は、活動日の年間の平均で、活動時間が平日2時間、休日3時間を超えないようにする。

イ 長期休業中の活動時間は、1日平均3時間を超えないようにする。

### (3) 活動の制限

ア 暑さ指数（WBGT）が31℃以上または気温が35℃以上の場合は、原則として激しい運動を中止する。大会前等の特別な場合は、熱中症対策を十分に行った上で、活動時間を制限して行う。

イ 大雨や暴風等の警報が発令されている場合や発令されることが予想される場合は、原則として活動を中止する。

ウ 屋外での活動中、落雷の恐れがある場合は、屋外での活動を中止し屋内に退避する。

## 3 部活動の方針の策定等について

### (1) 策定について

ア 校長は、本ガイドラインに則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、必要に応じて見直しを図る。

イ 部活動顧問（部活動指導員）は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び実績を校長に提出する。

### (2) 公表について

校長は、部活動方針等について、ホームページ等で公表し、保護者に周知する。

## 4 指導上の留意点について

(1) 学校教育活動の一環としての部活動の意義を正しく理解し、勝敗などに偏った指導にならないように努める。

(2) 体罰や暴言は、生徒の人権を侵害する違法な行為であり、学校教育に対する信頼を失う行為であるので、これらの行為は全て禁止とする。

(3) 生徒の発達段階や健康の状態、気温等の環境を考慮し、指導内容や練習時間、水分補給や休息时间等を設定する。また、用具や施設の点検、管理等を行い、生徒の安全確保に万全を期する。

(4) 部活動の目的が、保護者によく理解されるよう啓発を図る。

(5) 部活動は、必ず指導者（教員または部活動指導員）の監督指導の下で実施する。

## 5 部活動指導員について

### (1) 任用・配置

教育委員会は、校長の推薦のある者を部活動指導員に任用し、各中学校の実情と希望を踏まえて、配置する。

## (2) 配置方針

7のかげがわ地域クラブ構想（仮称）の実現に向け、十分な数の地域指導者の確保が必要であることを踏まえ、教育委員会及び校長は、部活動指導員の継続的な任用及び配置を推進する。

## (3) 部活動指導員の役割

部活動指導員は、生徒に対し、直接的な指導を行うとともに、主体的に部活動経営を行う。なお、部活動顧問（副顧問を含む）と同等の指導ができる者として、土日を含む練習の単独指導、大会参加生徒の単独引率、必要に応じた大会運営に係わる業務（審判、事務）等を行う。

## (4) 部活動指導員の研修等について

教育委員会は、対象者に対し、部活動運営・指導に関する内容、生徒指導における内容、生徒の発達段階に関する内容等の研修を行う。

## 6 適正化に向けた校内部活動検討委員会の開催について

### (1) 開催する場合

ア 3年生の引退後に、1・2年生部員で規定人数を満たす見通しが無い場合

イ 新年度、正式入部前に規定人数を満たす見通しが無い場合

なお、規定人数は、試合に出場できない人数や部としての活動が困難な人数等、各校の実情に応じて決定する。

### (2) 構成メンバー

校長、教頭、部活動担当、当該部活動顧問を含み、議題によって各校で構成メンバーを決定する。

### (3) 適正化の内容

ア 自校における活動の継続

イ 合同チームの編成

ウ 当該部活動を廃部とし、他の部活動または地域クラブへの異動 等

### (4) 適正化を図る場合の留意事項

ア 当該部員の意向を尊重する。

イ 廃部を決定した場合、当該年度中に生徒・保護者・新年度入学生に説明しておく。

ウ 部活動の新設・再設はしない。

## 7 かけがわ地域クラブ構想（仮称）について

教育委員会は、部活動に代わる持続可能な文化・スポーツ活動環境の整備へ向け、地域団体が運営する新たな地域クラブ活動「かけがわ地域クラブ（仮称）」の創設を推進する。

学校は、かけがわ地域クラブ構想（仮称）の実現に向け、部活動指導員や外部指導者などの地域指導者の確保や配置に努める。

## 8 その他

教育委員会は、国や県などの動きを注視し、必要に応じてガイドラインの見直しを図る。